

職業教育研究開発センター 「研究員規則」**(目的)**

第1条 この規則は、職業教育研究開発センター（Vocational Education & Training / Research Development & Innovation Center）（以下、「VET/RDIセンター」という）運営規程第9条に基づく研究員に関して定めることを目的とする。

(委嘱)

第2条 客員研究員、研究員は、以下の各項に該当する場合に委嘱する。

1. 客員研究員

- ア。大学等の研究機関への所属経歴を有し、「VET/RDIセンター」においても自らその研究活動を展開し、かつ、「VET/RDIセンター」の研究支援等の役割を担っていただけると、運営委員会が判断した者。
- イ。「VET/RDIセンター」が行う研究プロジェクトのメンバーとして活動している研究者。
- ウ。「VET/RDIセンター」で行うことを予定して準備を進める研究プロジェクトのメンバーとして予定されている研究者。
- エ。かつて、敬心学園の教職員として在籍した経歴があり、その研究活動を客員研究員として継続することを希望する者。
- オ。「VET/RDIセンター」の研究活動の推進のため、特に「VET/RDIセンター」センター運営委員が推薦し、運営委員会が承認した者。

2. 研究員(学内)

- ア。「VET/RDIセンター」の「研究審査」「研究倫理」「研究評価」等、専門委員会の委員として委嘱した者、およびその経験者。
- イ。「VET/RDIセンター」の学術誌編集員として活動されている者。また、その経験者。
- ウ。「VET/RDIセンター」の学術誌査読委員として登録されている者。
- エ。「VET/RDIセンター」の公募研究に採択された研究プロジェクトのメンバー。
- オ。「VET/RDIセンター」の学術誌に論文等を掲載されていて、かつ在職中の者。
- カ。本法人が行う「学術研究会」の運営委員である者。また、その経験者。
- キ。「VET/RDIセンター」の研究・教育等の活動の推進のため、特に「VET/RDIセンター」センター運営委員が推薦し、運営委員会が承認した者。

(客員研究員・研究員の種別)

第3条 職業教育研究開発センター運営規程第9条の2に定める研究員としての委嘱について、以下のとおりとする。

- ア. 特別研究員・・・大学において原則として教授経験を有し、大学院論文指導歴(修士論文指導及び審査を行った経験がある)を有する者、またはそれと同等と認められる者。或いは、特定の専門的業務に5年以上の職務経験を有し、修士号以上の学位をもち、然るべき学

術研究誌等に相当数（5件程度以上）の論文の掲載歴を持つ（あるいは相当する特許等をもっている）者。（いわゆる「合」「④」教員クラス）

イ. 研究員・・・大学・研究機関等において教育研究歴5年以上を持ち（それに相当する経歴をもつ）者で、大学学部で教授として認められる者（研究歴8年以上の（新制）「博士号」取得者等）、またはそれと同等と認められる者。 或いは、特定の専門的業務に10年以上の職務経験を有し、原則として修士号以上の学位をもち、学術会議認定学術団体が刊行する学術研究誌等に相当数（3件程度以上）の論文等の掲載歴を持つ（あるいは相当する特許等をもっている）者

ウ. 准研究員・・・大学・研究機関等において教育研究歴を持つ（それに相当する経歴をもつ）方で、大学学部で准教授・専任講師などとして認められる方（（新制）「博士号」取得者、または、修士号取得後3年以上の研究歴を有する者）、またはそれと同等と認められる者。特定の専門的業務に5年以上の職務経験を有し、原則として学士号以上の学位をもち、何らかの学術研究誌等に複数の論文等の掲載歴を持つ（あるいは相当する特許等をもっている）者。

エ. 奨励研究員・・・原則として大学学部卒後（学士号以上の学位をもち）専門学校や実践現場において3年以上の実務経験を有する者の中で何らかの教育研究業績（複数科目の教授経験、或いは、学術研究誌等に複数の論文等の掲載歴を持つ（あるいは相当する特許等をもっている））を有する者（学士号取得後3年以上の現場あるいは教職、経験者）、またはそれと同等と認められる者。

（客員研究員・研究員の活動）

第4条「VET/RDIセンター」客員研究員或いは研究員は、「VET/RDIセンター」において、それぞれに担当する研究プロジェクトでの研究、および自己の専門テーマに関する（個人または共同）研究活動を行うほか、「VET/RDIセンター」から委嘱された時は、以下に掲げる研究支援活動を分担して行う。

ア。「VET/RDIセンター」の「研究審査」「研究倫理」「研究評価」等、専門委員会の委員としての活動。

イ。「VET/RDIセンター」の学術誌編集員としての活動。

ウ。「VET/RDIセンター」の学術誌査読委員としての活動。

エ。「VET/RDIセンター」が主催する研究会や研修会における報告者や学習支援者としての活動、或いは、「VET/RDIセンター」が受託する研修会等における学習支援者としての活動。

オ。特別（客員）研究員については、「VET/RDIセンター」が受け入れる研究生に対する研究指導。

（客員研究員・研究員の活動状況報告）

第5条 客員研究員・研究員は、自分の教育研究活動業績に関して、前年度末及び、「VET/RDIセンター」から求めがあった時に以下の各項に関する報告書を提出する。この報

告書は、「V E T/R D I センター」の活動業績としても公開される。

ア。当該年度の教育業績・・授業担当、クラス指導、教育上の工夫、資料作成、など

イ。当該年度の研究業績・・著書、論文、研究発表、研究報告(発表)、など

ウ。学位などの変更

(客員研究員・研究員の報酬等)

第6条 客員研究員及び研究員は、「V E T/R D I センター」が委嘱する活動に伴う実費以外は、原則として無給とする。(研究員は委嘱する活動においても、原職に置ける活動費として支給される以外、給与以外の手当を支給することはない。) ただし、外部からの研究費の支給を受ける場合はその外部研究費支給機関の規程の範囲における経費を支給する。また、特別研究員が研究生の研究指導を行う場合は、研究指導手当を支給する。研究指導手当についてに関しては別に定める。

(客員研究員・研究員の権利及び義務)

第7条 客員研究員及び研究員は、「V E T/R D I センター」の施設内で研究活動を行うことが出来る。また、客員研究員及び研究員はそれぞれが所属する学会などの倫理規定等に定められている倫理規定を順守しなければならない。

(委任及び改正)

第8条 本規定に定めのない事項に関しては、運営委員会において定める。また、本規定の修正に関しても、運営委員会の議を経て行う。

附則

1. 本規定は、2017年4月1日から施行する。

<参考>

職業教育研究開発センター運営規程 第9条 (研究員及び所員)

第9条 V E T/R D I センターの客員研究員は学外の研究者から委嘱し、研究員、所員は学内の教員等から委嘱する。

2. 研究員(客員を含む・以下同じ)は、特別研究員、研究員、准研究員、奨励研究員として委嘱する。

3. 研究員、所員は原則として、研究プロジェクトを担当するほか、V E T/R D I センターにおける研究、調査その他のV E T/R D I センターの行う事業に従事する。

4. 研究員、所員は前号に規定する研究等に係わる年次報告をセンター長に提出するとともに、センター長から求められたときには、研究等に関する報告を行う。

5. 研究員及び所員の任期は、原則として2年間とする。